

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	令和元年 5月22日	
【会社名】	バルテス株式会社	
【英訳名】	VALTES CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 真史	
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市西区阿波座 1丁目 3番15号	
【電話番号】	(06) 6534 - 6561 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 西村 祐一	
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市西区阿波座 1丁目 3番15号	
【電話番号】	(06) 6534 - 6561 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 西村 祐一	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	429,930,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	134,310,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	103,554,000円
【縦覧に供する場所】	バルテス株式会社 東京本社 (東京都千代田区麹町一丁目10番地)	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年4月18日付をもって提出した有価証券届出書及び令和元年5月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集843,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し360,400株（引受人の買取引受による売出し203,500株・オーバーアロットメントによる売出し156,900株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、令和元年5月21日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）
 - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
- 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
 - (2) ブックビルディング方式募集又は売出しに関する特別記載事項
 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について
 3. ロックアップについて
 4. 親引け先への販売について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	843,000（注）2．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成31年4月18日開催の取締役会決議によっております。

- 2．発行数については、平成31年4月18日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数843,000株であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、90,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．親引け先への販売について」をご参照下さい。
 なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
- 4．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 5．上記とは別に、平成31年4月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	843,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注)1.平成31年4月18日開催の取締役会決議によっております。

2.発行数については、平成31年4月18日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数843,000株であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3.当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、73,200株を、福利厚生を目的に、当社社員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4.親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4.当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5.上記とは別に、平成31年4月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

（訂正前）

令和元年5月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は令和元年5月10日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（510円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	843,000	429,930,000	-
計（総発行株式）	843,000	429,930,000	-

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

5．仮条件（600円～660円）の平均価格（630円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は531,090,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

令和元年5月21日に決定された引受価額（607.2円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格660円）で募集を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	843,000	429,930,000	-
計（総発行株式）	843,000	429,930,000	-

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

5．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5．の全文削除及び6．7．の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	510	未定 (注)3.	100	自 令和元年5月23日(木) 至 令和元年5月28日(火)	未定 (注)4.	令和元年5月29日(水)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、600円以上660円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、令和元年5月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(510円)及び令和元年5月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、令和元年5月30日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込みに先立ち、令和元年5月14日から令和元年5月20日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(510円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
660	607.2	510	-	100	自 令和元年5月23日(木) 至 令和元年5月28日(火)	1株につ き 660	令和元年5月29日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（600円～660円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、660円と決定いたしました。

なお、引受価額は607.2円と決定いたしました。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（660円）と会社法上の払込金額（510円）及び令和元年5月21日に決定された引受価額（607.2円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき607.2円）は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、令和元年5月30日（木）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	685,600	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、令和元年5月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	41,900	
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	10,500	
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	10,500	
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	10,500	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	10,500	
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号	10,500	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	10,500	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	10,500	
ひろぎん証券株式会社	広島市中区立町2番30号	10,500	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	10,500	
むさし証券株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	10,500	
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	10,500	
計	-	843,000	

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(令和元年5月21日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	685,600	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、令和元年5月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき607.2円)を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき52.8円)の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	41,900	
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	10,500	
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	10,500	
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	10,500	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	10,500	
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号	10,500	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	10,500	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	10,500	
ひろぎん証券株式会社	広島市中区立町2番30号	10,500	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	10,500	
むさし証券株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	10,500	
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	10,500	
計	-	843,000	

(注) 1. 上記引受人と令和元年5月21日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
488,602,800	5,500,000	483,102,800

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（600円～660円）の平均価格（630円）を基礎として算出した見込額であります。令和元年5月10日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
511,869,600	5,500,000	506,369,600

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。令和元年5月10日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額483,102千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限90,939千円と合わせて以下のとおり充当する予定であります。

テストエンジニアの採用費

テストエンジニアの採用環境は厳しさを増しておりますが、当社の成長のためには優秀なテストエンジニアの確保は不可欠でありますので、エンジニアの採用費用として令和2年3月期に150,000千円、令和3年3月期に182,042千円を充当する予定であります。

基幹システム投資

業績管理体制の強化及び管理業務の効率化を目的とした基幹システムへの投資として、令和3年3月期に100,000千円を充当する予定であります。

テストセンター増設

業容拡大に伴う新たなテストセンターの開設費用として、令和3年3月期に30,000千円を充当する予定であります。

借入金の返済

財務体質強化のため借入金返済資金として令和2年3月期に86,000千円、令和3年3月期に26,000千円を充当する予定であります。

なお、上記調達金額は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(訂正後)

上記の手取概算額506,369千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限95,269千円と合わせて以下のとおり充当する予定であります。

テストエンジニアの採用費

テストエンジニアの採用環境は厳しさを増しておりますが、当社の成長のためには優秀なテストエンジニアの確保は不可欠でありますので、エンジニアの採用費用として令和2年3月期に150,000千円、令和3年3月期に180,000千円、令和4年3月期に29,638千円を充当する予定であります。

基幹システム投資

業績管理体制の強化及び管理業務の効率化を目的とした基幹システムへの投資として、令和3年3月期に100,000千円を充当する予定であります。

テストセンター増設

業容拡大に伴う新たなテストセンターの開設費用として、令和3年3月期に30,000千円を充当する予定であります。

借入金の返済

財務体質強化のため借入金返済資金として令和2年3月期に86,000千円、令和3年3月期に26,000千円を充当する予定であります。

なお、上記調達金額は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

令和元年5月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	203,500	128,205,000	大阪府守口市 田中 真史 202,500株 大阪府柏原市 大園 雅嗣 1,000株
計(総売出株式)	-	203,500	128,205,000	-

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、仮条件（600円～660円）の平均価格（630円）で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

令和元年5月21日に決定された引受価額（607.2円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格660円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	203,500	134,310,000	大阪府守口市 田中 真史 202,500株 大阪府柏原市 大園 雅嗣 1,000株
計(総売出株式)	-	203,500	134,310,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2．「第1 募集要項」における自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4．に記載した振替機関と同一であります。

4．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）3．4．の全文削除及び5．6．7．の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 令和元年 5月23日(木) 至 令和元年 5月28日(火)	100	未定 (注)2.	引受人の本店及 び営業所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	未定 (注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(令和元年5月21日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
660	607.2	自 令和元年 5月23日(木) 至 令和元年 5月28日(火)	100	1株につ き 660	引受人の本店及 び営業所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	(注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 元引受け契約の内容
金融商品取引業者の引受株式数 株式会社SBI証券 203,500株
引受人が全株買取引受けを行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき52.8円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と令和元年5月21日に元引受契約を締結いたしました。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	156,900	98,847,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 156,900株
計(総売出株式)	-	156,900	98,847,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成31年4月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（600円～660円）の平均価格（630円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	156,900	<u>103,554,000</u>	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 156,900株
計(総売出株式)	-	156,900	<u>103,554,000</u>	-

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成31年4月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 令和元年 5月23日(木) 至 令和元年 5月28日(火)	100	未定 (注)1.	株式会社SBI証券の本店 及び営業所	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
660	自 令和元年 5月23日(木) 至 令和元年 5月28日(火)	100	1株につき 660	株式会社SBI証券の本店 及び営業所	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、令和元年5月21日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について**

（訂正前）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田中真史（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成31年4月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件自己株式の処分」という。）を行うことを決議しております。本件自己株式の処分の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 156,900株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき510円
(3)	払込期日	令和元年6月28日（金）

（注） 割当価格は、令和元年5月21日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（以下省略）

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田中真史（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成31年4月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件自己株式の処分」という。）を行うことを決議しております。本件自己株式の処分の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 156,900株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき510円
(3)	払込期日	令和元年6月28日（金）

（注） 割当価格は、令和元年5月21日に607.2円に決定いたしました。

（以下省略）

3. ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人である田中真史、売出人である大園雅嗣並びに当社株主である西村祐一、及び当社社員持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和元年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。また、当社株主であるHC 8号投資事業有限責任組合、野村證券株式会社、SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合、株式会社三菱UFJ銀行、紀陽リース・キャピタル株式会社、ハクバ写真産業株式会社及びSBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の令和元年8月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）は行わない旨合意しております。当社の新株予約権を保有する西村祐一、大園雅嗣、森勇作及び小塚武典は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和元年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和元年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成31年4月18日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期（当日を含む）後180日目の日（令和元年11月25日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人である田中真史、売出人である大園雅嗣並びに当社株主である西村祐一、及び当社社員持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和元年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。また、当社株主であるHC8号投資事業有限責任組合、野村證券株式会社、SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合、株式会社三菱UFJ銀行、紀陽リース・キャピタル株式会社、ハクバ写真産業株式会社及びSBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の令和元年8月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）は行わない旨合意しております。当社の新株予約権を保有する西村祐一、大園雅嗣、森勇作及び小塚武典は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和元年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和元年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成31年4月18日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期（当日を含む）後180日目の日（令和元年11月25日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

4．親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

(訂正前)

a．親引け先の概要	バルテス社員持株会（理事長 石原 一宏） 大阪府大阪市西区阿波座1-3-15
b．当社と親引け先との関係	当社の社員持株会であります。
c．親引け先の選定理由	当社社員の福利厚生等を目的として、当社社員持株会を親引け予定として選定しました。
d．親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、90,000株を上限として、令和元年5月21日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e．株券等の保有方針	長期的に保有する方針であります。
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、払込に要する資金について、当社社員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g．親引け先の実態	当社の社員で構成する社員持株会であります。

(訂正後)

a．親引け先の概要	バルテス社員持株会（理事長 石原 一宏） 大阪府大阪市西区阿波座1-3-15
b．当社と親引け先との関係	当社の社員持株会であります。
c．親引け先の選定理由	当社社員の福利厚生等を目的として、当社社員持株会を親引け予定として選定しました。
d．親引けしようとする株式の数	当社普通株式73,200株
e．株券等の保有方針	長期的に保有する方針であります。
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、払込に要する資金について、当社社員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g．親引け先の実態	当社の社員で構成する社員持株会であります。

(3) 販売条件に関する事項

(訂正前)

販売価格は、発行価格決定日（令和元年5月21日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(訂正後)

販売価格は、令和元年5月21日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格（660円）と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況
(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
田中 真史	大阪府守口市	4,050,000	67.89	3,847,500	56.51
バルテス社員持株会	大阪府大阪市西区阿波座1-3-15	689,500	11.56	<u>779,500</u>	<u>11.45</u>
H C 8号投資事業有限責任組合	広島県広島市中区銀山町3番1号	250,000	4.19	250,000	3.67
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	150,000	2.51	150,000	2.20
S B Iベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	115,200	1.93	115,200	1.69
西村 祐一	大阪府大阪市西区	120,000 (20,000)	2.01 (0.34)	120,000 (20,000)	1.76 (0.29)
大園 雅嗣	大阪府柏原市	120,000 (20,000)	2.01 (0.34)	119,000 (20,000)	1.75 (0.29)
S B Iベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	83,400	1.40	83,400	1.22
S B Iベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	59,700	1.00	59,700	0.88
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	50,000	0.84	50,000	0.73
紀陽リース・キャピタル株式会社	和歌山県和歌山市七番24番地	50,000	0.84	50,000	0.73
ハクバ写真産業株式会社	東京都墨田区亀沢1-3-7	50,000	0.84	50,000	0.73
計	-	5,787,800 (40,000)	97.02 (0.67)	<u>5,674,300</u> (40,000)	<u>83.34</u> (0.59)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年4月18日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年4月18日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（90,000株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
田中 真史	大阪府守口市	4,050,000	67.89	3,847,500	56.51
バルテス社員持株会	大阪府大阪市西区阿波座1-3-15	689,500	11.56	<u>762,700</u>	<u>11.20</u>
H C 8号投資事業有限責任組合	広島県広島市中区銀山町3番1号	250,000	4.19	250,000	3.67
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	150,000	2.51	150,000	2.20
S B Iベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	115,200	1.93	115,200	1.69
西村 祐一	大阪府大阪市西区	120,000 (20,000)	2.01 (0.34)	120,000 (20,000)	1.76 (0.29)
大園 雅嗣	大阪府柏原市	120,000 (20,000)	2.01 (0.34)	119,000 (20,000)	1.75 (0.29)
S B Iベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	83,400	1.40	83,400	1.22
S B Iベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	59,700	1.00	59,700	0.88
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	50,000	0.84	50,000	0.73
紀陽リース・キャピタル株式会社	和歌山県和歌山市七番24番地	50,000	0.84	50,000	0.73
ハクバ写真産業株式会社	東京都墨田区亀沢1-3-7	50,000	0.84	50,000	0.73
計	-	5,787,800 (40,000)	97.02 (0.67)	<u>5,657,500</u> (40,000)	<u>83.09</u> (0.59)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年4月18日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年4月18日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。